

(仮称) 下寺尾遺跡群
(史跡下寺尾官衙遺跡群・史跡下寺尾西方遺跡)
保存活用整備計画策定補助業務委託

指名型プロポーザル実施要領

茅ヶ崎市教育委員会
教育推進部社会教育課

1 業務の目的

史跡下寺尾官衙遺跡群及び史跡下寺尾西方遺跡は、茅ヶ崎市にとって歴史的・文化的価値のある貴重な史跡です。さらに、全国的にも稀有な「重なる史跡」であることから、二つの史跡を保存し、その価値を活かしながら活用、整備を進めることを検討しています。その検討に当たっては、学識経験者等からなる茅ヶ崎市文化財保護審議会 下寺尾遺跡群保存・活用部会（以下「部会」という。）を設置しています。

本業務は、部会による指導助言の下、茅ヶ崎市が策定する史跡下寺尾官衙遺跡群及び史跡下寺尾西方遺跡の保存活用に係る基本計画「（仮称）下寺尾遺跡群（史跡下寺尾官衙遺跡群・史跡下寺尾西方遺跡）保存活用整備計画（以下「保存活用整備計画」という。）」の策定補助業務を目的とします。

なお、既存資料として、「史跡下寺尾官衙遺跡群保存活用計画」（平成 29 年 3 月茅ヶ崎市・茅ヶ崎市教育委員会作成）があり、これを参照することとします。

2 業務の概要

(1) 業務名

（仮称）下寺尾遺跡群（史跡下寺尾官衙遺跡群・史跡下寺尾西方遺跡）保存活用整備計画策定補助業務委託

(2) 業務内容

別添資料 1 「（仮称）下寺尾遺跡群（史跡下寺尾官衙遺跡群・史跡下寺尾西方遺跡）保存活用整備計画策定補助業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期限

令和 8 年 3 月 31 日（火）

ただし、補助業務に係る各々の成果物等の納期限は、別途定めます。

【参考】計画は令和 7 年度・令和 8 年度の 2 か年間で策定します。本件補助業務委託は、令和 7 年度事業で、本件成果をもとに令和 8 年度の計画策定事業を行います。

(4) 事業費限度額

令和 7 年度の本業務の事業費の限度額は、8,888,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）です。

なお、上記の金額は予算額（契約金額の上限額）であり、契約金額については選考会議により選考された契約予定事業者との入札において別途設定する予定価格以内の額となります。

3 委託事業者選定方法

(1) 選定方法

指名業者の提案書によるプロポーザル方式とします。

(2) プロポーザル名称

（仮称）下寺尾遺跡群（史跡下寺尾官衙遺跡群・史跡下寺尾西方遺跡）保存活用整備計画策定補助業務委託指名型プロポーザル

4 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。なお、複

数の企業による共同参加は認めません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく茅ヶ崎市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) このプロポーザル方式実施の公告の日から業務委託契約締結の日までの間のいずれの日においても、茅ヶ崎市入札指名停止等取扱基準の規定に基づく指名停止等期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者に該当しないこと。

5 担当課

茅ヶ崎市教育委員会教育推進部社会教育課（担当者：三戸）

所在地：〒253 - 8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 1 番 1 号 分庁舎 3 階

電話：0467-81-7226（直通）

メールアドレス：shakaikyoku@city.chigasaki.kanagawa.jp

ホームページURL：

https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/bunka_rekishi/1058243/1064086/index.html

※お問い合わせについては電子メールのみ、平日の午前 9 時から午後 5 時まで受け付けています。

6 選考スケジュール

指名通知発送から事業者選定までのスケジュール（概要）は以下のとおりです。

内 容	期 間 等
提出書類等のダウンロード	令和 7 年 7 月 17 日（木）から市ホームページにて提出書類等のダウンロードができます。
参加申込み（電子メール）	令和 7 年 7 月 17 日（木）から令和 7 年 7 月 23 日（水）まで ※令和 7 年 7 月 28 日（月）午後 5 時までに参加資格の審査結果を電子メールで通知します。
質問の受付（電子メール）	令和 7 年 7 月 29 日（火）午前 9 時から令和 7 年 8 月 4 日（月）午後 5 時まで ※メール送信後、社会教育課に送信確認の電話をしてください。 ※質問の回答は、令和 7 年 8 月 8 日（金）までに茅ヶ崎市ホームページ上で公開します。
提案書等の提出（郵送）	令和 7 年 7 月 29 日（火）から令和 7 年 8 月 12 日（火）までの平日の午前 9 時から午後 5 時まで（必着）
結果通知	令和 7 年 8 月 26 日（火）に、参加事業者全員に審査の結果を電子メールにて通知する予定です。

7 参加申し込み

このプロポーザルに参加する場合は、「指名型プロポーザル参加申込書（様式1）」（以下「様式1」という。）「実力書（会社概要）（様式5-1）」（以下「様式5-1」という。）、「実力書（会社実績）」（以下「様式5-2」という。）、「実力書（配置予定技術者の経歴等）（様式6-1）」（以下「様式6-1」という。）、「実力書（配置予定技術者の実績事例）（様式6-2）」（以下「様式6-2」という。）、業務経歴を確認できる契約書の写し及び「誓約書（様式8）」（以下「様式8」という。）を提出してください。提出がない場合、このプロポーザルへの参加は認められません。

(1) 受付期間

令和7年7月17日（木）午前9時から令和7年7月23日（水）午後5時まで

(2) 提出方法

様式1、様式5-1、様式5-2、様式6-1、様式6-2及び様式8に必要事項を記入し、契約書の写し（PDF）、契約書に係る業務の仕様書とともに電子メールに添付して社会教育課へ提出してください。電子メールの表題は「プロポーザルに関する参加申し込み（事業者名）」としてください。メール送信後、社会教育課に送信確認の電話をしてください。なお、送信する電子メール及び電子メールに添付する書類は、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理（以下「コンピュータウイルス対策処理」という。）を実施し、送信してください。

(3) 資格審査

提出された書類に基づき、参加資格について事前審査を行います。参加資格の審査結果については電子メールで通知します。

(4) 参考資料

ア 「史跡下寺尾官衙遺跡群保存活用計画」（平成29年3月茅ヶ崎市・茅ヶ崎市教育委員会作成）

https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/010/685/keikaku.pdf

8 質問の受付

このプロポーザルの委託仕様書等に関して質問がある場合は、「質問票（様式2）」（以下「様式2」という。）を提出してください。

(1) 受付期間

令和7年7月29日（火）午前9時から令和7年8月4日（月）午後5時まで

(2) 提出方法

様式2に必要事項を記入し、電子メールに添付して社会教育課へ提出してください。電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問（事業者名）」としてください。メール送信後社会教育課に送信確認の電話をしてください。電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）は受け付けません。送信する電子メール及び電子メールに添付する書類は、コンピュータウイルス対策処理を実施し、送信してください。

(3) 回答

質問及びその回答の内容は、令和7年8月8日（金）午後5時までに茅ヶ崎市ホームページ上にて

公開する予定です。

9 業務提案書等の提出

(1) 提出期間

令和7年7月29日（火）から令和7年8月12日（火）までの平日の午前9時から午後5時まで

(2) 提出方法

事業者は、次のとおり選考に必要な書類（以下「提出書類」という。）を郵送で提出してください。

(3) 提出書類

提出書類は次の表のとおりです。提出書類は日本工業規格によるA4判の規格（ただし、様式7「業務工程表」についてはA3判の規格）で作成し、①～⑨について左綴じで1部作成し、②～⑦の書類について1部ずつ左綴じで10部作成してください。なお、②③⑤～⑦の書類については、作成した事業者が特定できるような内容の記述はしないでください。

	提出書類	注意事項
①	指名型プロポーザル参加申込書	指定様式による（様式3）【1部】
②	業務提案書（表紙）	指定様式による（様式4-1・2）【11部】 ・業務提案書の表紙。提案する事項は本項(3)を参照してください。
③	実力書（会社概要）	指定様式による（様式5-1）【11部】
④	実力書（会社実績）	指定様式による（様式5-2）【11部】
⑤	実力書（配置予定技術者の経歴等）	指定様式による（様式6-1）【11部】
⑥	実力書（配置予定技術者の実績事例）	指定様式による（様式6-2）【11部】
⑦	業務工程表	指定様式による（様式7）【11部】
⑧	誓約書	指定様式による（様式8）【1部】
⑨	その他	・業務経歴を確認できる契約書の写し ・会社概要等のパンフレット ・配置予定者の健康保険被保険者証の写し ・資格を証明する書類の写し ・業務実績を確認ができる書類の写し 【各1部】

(4) 業務提案書の作成

提案する事項は、次のとおりとします。

【項目1】

下寺尾遺跡群は、史跡下寺尾官衙遺跡群及び史跡下寺尾西方遺跡の二つの史跡が所在しているが、この特徴に対する考え方を示すこと。また、合わせてこの特徴を踏まえながら茅ヶ崎市における下寺尾遺跡群の意味と意義について考え方を示すこと。

【項目2】

下寺尾遺跡群（史跡下寺尾官衙遺跡群及び史跡下寺尾西方遺跡）における保存・活用・整備に

対するコンセプト及び手法について示すこと。

【項目 3】

下寺尾遺跡群（史跡下寺尾官衙遺跡群及び史跡下寺尾西方遺跡）を取り巻く社会環境、市のまちづくり、土地利用状況などを踏まえて、今後の保存管理、活用整備を進めていく際の課題をあげ、その解決策を示すこと。

【項目 4】

項目 1～3 を踏まえて、追加指定も含めた下寺尾遺跡群における将来の段階的な保存活用整備の考え方を示すこと。また遺跡群内における二つの史跡などの理解を深めるための具体的な保存活用整備の考え方も示すこと（遺構等の分布、地形、土地利用などに即したゾーニングやガイダンス、主要動線、トイレ、駐車場等の配置イメージを含む）。なお、本業務において必要と考える図面等については、種類や範囲などを一覧で示すこと。

【項目 5】

本保存活用計画の策定及び今後の整備計画の策定における、有識者、市民、地権者等の参加手法、関係機関の調整手法等の推進体制について、推奨する手法や他市の事例等を示すこと。（現在市においては本保存活用計画策定のための推進体制として、有識者から構成される文化財保護審議会の開催とともに、市民意見の聴取の場として下寺尾遺跡群保存・活用連絡会、史跡の価値を伝えるための学習会等の開催を予定しているが、これら推進体制についての考え方を示すこと。）

(5) 留意事項

業務提案書の作成にあたっては、別添仕様書の趣旨を十分に踏まえ、次の事項に留意のうえ提案してください。

ア 具体的な例示を盛り込むなどわかりやすい表現とし、図表等を適宜使用すること。

イ 企画提案書の分量は、全体で A4 版 10 頁以内（両面印刷・図表を含む）とすること。

（表紙は含まない。）

ウ 提案書の書式は任意としますが、表紙は指定様式（別紙 4－1・2）によるものとします。（表紙の様式には、正本用と副本用があるので注意すること。）

エ 正本用の表紙を除いて社名等の参加事業者が特定される表記はしないこと。

10 選考方法

(1) 選考手順

ア 史跡の保存活用計画策定業務若しくは策定補助業務において、複数の実績を有すると認められる者、又は史跡の整備基本計画策定業務若しくは策定補助業務において、1 以上の実績を有すると認められる者のうちから、市長が指名します。

イ 指名した者のうち、必要な書類を提出し、参加の意思を表明した者（以下「参加事業者」という。）に対して、市で設置する選考会議において、評価及び選考を行います。評価は、参加事業者ごとに別添資料「（仮称）下寺尾遺跡群（史跡下寺尾官衙遺跡群・史跡下寺尾西方遺跡）保存活用整備計画策定補助業務委託に係る委託業者選考基準」に基づき行います。

ウ 総得点が上位の者を契約予定事業者として決定し、次に得点の高かったものを、次点の事業者として決定します。最高得点が複数の場合は、9 (3) に規定する【項目 4】の得点により選考する

ものとし、それ以降同点の場合は、【項目 1、2、3 の順の得点により選考を行うものとし、

エ 選考に当たっては合格基準を設け、これを満たさない提案を行った事業者とは契約を行わず、再度市長が指名を行うこととします。

オ 契約予定事業者が何らかの理由により契約を行えなかった場合、次点の事業者を契約予定事業者とします。

カ 参加事業者が 1 者の場合も、選考を行います。

(2) 選考における評価基準

別添資料 2 「(仮称) 下寺尾遺跡群 (史跡下寺尾官衙遺跡群・史跡下寺尾西方遺跡) 保存活用整備計画策定補助業務委託に係る委託業者選考基準」のとおり

(3) その他

選考会議での選考は、非公開とします。

11 結果の公表

選考結果については、茅ヶ崎市ホームページで公表するとともに、令和 7 年 8 月 26 日 (火) までにすべての参加事業者宛に電子メールで通知する予定です。

12 契約の締結

本業務の委託先業者に選定された業者は、本市と協議の上、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとし、

13 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提案書等が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (5) 業務提案書において、社名等参加事業者が特定される表記がみられた場合 (表紙を除く)
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり信義に反する行為等、選考会委員長が失格であると認めた場合

14 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用はすべて参加する事業者の負担とします。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更はできません。
- (3) 提出書類の様式 6-1 に記載する管理技術者及び担当者 (以下「管理技術者等」という。) は、このプロポーザル方式実施の公告の日以前に参加する事業者と 3 箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとし、また、市と契約を締結する事業者は予定した管理技術者等を配置するものとし、当該管理技術者等の交代については死亡、傷病、退職等のようなやむを得ない場合を除き、これを認めないものとし、

- (4) 市と契約を締結する事業者は、提出書類の「業務工程表（様式7）」に記載する内容を基に市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、市の許可なく業務行程の変更はできないものとします。
- (5) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属します。ただし、市がこのプロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとします。
- (6) 提出された書類は返却しません。
- (7) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、茅ヶ崎市情報公開条例（昭和61年茅ヶ崎市条例第2号）に基づき提出書類を公開することがあります。
- (8) 参加申込みの後に、辞退する場合は、「辞退届（様式9）」を提出するものとします。
- (9) この委託業務の契約書には、再委託の禁止に関する定めを設けるものとします。ただし、あらかじめ市の承認を得た場合は、この限りではないものとします。
- (10) この実施要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令等関係法令等の定めるところによります。

別添資料 1

(仮称) 下寺尾遺跡群 (史跡下寺尾官衙遺跡群・史跡下寺尾西方遺跡)

保存活用整備計画策定補助業務委託仕様書

1 業務名

下寺尾遺跡群 (史跡下寺尾官衙遺跡群・史跡下寺尾西方遺跡) 保存活用整備計画策定補助業務委託

2 業務の目的

史跡下寺尾官衙遺跡群及び史跡下寺尾西方遺跡は、茅ヶ崎市にとって歴史的・文化的価値のある貴重な史跡です。さらに、全国的にも稀有な「重なる史跡」であることから、二つの史跡を保存し、その価値を活かしながら活用、整備を進めることを検討しています。その検討に当たっては、学識経験者等からなる茅ヶ崎市文化財保護審議会 下寺尾遺跡群保存・活用部会 (以下「部会」という。) を設置しています。

本業務は、部会による指導助言の下、茅ヶ崎市が策定する史跡下寺尾官衙遺跡群及び史跡下寺尾西方遺跡の保存活用に係る基本計画「(仮称) 下寺尾遺跡群 (史跡下寺尾官衙遺跡群・史跡下寺尾西方遺跡) 保存活用整備計画 (以下「保存活用整備計画」という。)」の策定補助業務を目的とします。

なお、既存資料として、「史跡下寺尾官衙遺跡群保存活用計画」(平成 29 年 3 月茅ヶ崎市・茅ヶ崎市教育委員会作成) があり、これを参照することとします。

3 業務の対象

(1) 対象となる史跡

①国指定史跡「下寺尾官衙遺跡群」

(茅ヶ崎市下寺尾西方 549 番 2 ほか 61,671.57 m² (令和 7 年 3 月現在))

②国指定史跡「下寺尾西方遺跡」

(茅ヶ崎市下寺尾字西方 341 番 1 ほか 50,577.46 m² (令和 7 年 3 月現在))

なお、2 つの史跡は重なっており、実質的な面積は 61,671.57 m² です。

(2) 対象となる地域

本業務の対象とする地域は、史跡下寺尾官衙遺跡群並びに史跡下寺尾西方遺跡を中心とした、文化財保護法 (昭和 25 年法律第 214 号) 第 93 条に規定する「周知の埋蔵文化財包蔵地」である西方遺跡、七堂伽藍跡 (以下、「包蔵地」という。) 及びその周辺地域とします。

4 委託業務の内容

委託業務の内容は、以下のとおりとします。

(1) 保存活用整備計画の検討

①史跡下寺尾官衙遺跡群保存活用計画の見直し

②史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画の作成

③両史跡 (重なる史跡) の整備活用構想の作成

④事業推進手法に関する調査・検討

⑤事業費の算出

⑥その他必要なこと

なお、検討にあたっては「史跡下寺尾官衙遺跡群保存活用計画」（平成 29 年 3 月茅ヶ崎市・茅ヶ崎市教育委員会作成）を参考としてください。また、算出した事業費は、将来的な市の予算計上を保証するものではありません。

- (2) 茅ヶ崎市文化財保護審議会下寺尾遺跡群保存・活用部会（有識者等による計画策定に係る会議）の運営の支援（令和 7 年度は 3 回程度を予定）

【参考】令和 8 年度は 4 回程度を予定。

- (3) 保存活用整備計画の策定に係る市民意見の聴取のために必要と思われる市民との会合（連絡会など）の企画、運営の支援

- (4) 地形図の作成

平成 29 年 3 月に策定した『史跡下寺尾官衙遺跡群保存活用計画』等を参考に必要な地形図を作成してください。したがって、改めての実測は不要ですが、計画策定に必要な場合はその限りではありません。

- (5) 保存活用計画策定に係る打合せ、協議、報告等

- (6) 保存活用整備計画書（骨子）の作成

5 関係法令等

業務の実施にあたっては、次に掲げる法令・計画等の規定に則して行うこと。

- (1) 文化財保護法
- (2) 都市計画法（昭和 43 年 法律第 100 号）
- (3) 都市公園法（昭和 31 年 法律第 79 号）
- (4) 茅ヶ崎市総合計画基本構想及び同計画実施計画
- (5) 茅ヶ崎市教育基本計画
- (6) 茅ヶ崎市環境基本計画
- (7) ちがさき都市マスタープラン（本冊及び別冊）
- (8) 茅ヶ崎市景観計画
- (9) 香川まちづくり基本計画
- (10) 史跡下寺尾官衙遺跡群保存活用計画
- (11) 史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画検討報告
- (12) その他関係法令、計画等

6 業務の実施

受注者は、契約締結後、速やかに発注者に次に掲げる書類を提出してください。また、作業の進捗状況を適宜報告するものとし、必要に応じて報告書を提出してください。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 主任技術者選任届
- (3) その他必要な書類

7 関係機関への手続き

業務実施のために必要な関係公署その他への手続きは、受注者の責任において速やかに処理してください。

8 資料等の貸与

発注者は受注者に対し、業務の遂行上必要とされる資料等を貸与します。受注者は業務終了後速やかに資料等を返却してください。なお、資料等は汚損・紛失等のないよう、受注者の責任で管理してください。

9 技術者の配置

受注者は、十分な経験と知識を有する技術者を配置してください。

10 民有地への立ち入り

受注者は、業務の遂行のため民有地に立ち入る必要がある場合は、事前に発注者に連絡し、地権者の承諾を得るなどの配慮をしてください。

11 損失の補償

業務の実施中に生じた諸事故あるいは発注者もしくは第三者に与えた損害に対しては受注者が責任を負うものとし、発注者にその発生原因・経過等を速やかに報告し、指示に従ってください。

12 機密の保持

受注者は、業務上知り得た機密を他に漏らしてはいけません。また、成果品及び派生する権利等の副産物は、すべて発注者に属するものとし、発注者の承認を受けずに他に公表、譲渡、貸与または使用してはなりません。

13 疑義

本仕様書に記載のない事項または疑義を生じた場合には、受注者は発注者と協議の上、発注者の指示に従い、業務を遂行してください。

14 履行期間

本業務の履行期間は、契約日から令和8年3月31日までとします。

15 成果物

(1) 本業務の成果物は、次のとおりとする。

品名	部数	書式
保存活用計画書（骨子）	20 部	A4 白黒両面（簡易印刷） 50 頁程度
会議録、会議資料 （茅ヶ崎市文化財保護審議会下寺 尾遺跡群保存・活用部会、市民遺跡 勉強会ほか、保存活用整備計画の策 定に係る打合せ・協議会など）	一式	任意
上記内容を保存した CD-R 等	一式	—

【参考】令和 8 年度業務の成果物

品名	部数	書式
保存活用計画書	300 部（※変更の可 能性あり）	A4 カラー両面 150 頁程度
保存活用計画書 （概要版）パンフレット	500 部（※変更の可 能性あり）	A4 カラー両面 8 頁程度
会議録、会議資料 （茅ヶ崎市文化財保護審議会下寺 尾遺跡群保存・活用部会、市民遺跡 勉強会ほか、保存活用整備計画の策 定に係る打合せ・協議会など）	一式	任意
地形図	10 部	1/500 以上の精度 （範囲、種別は提案による）
上記内容を保存した CD-R 等	一式	—

(2) 本業務において作成する書類と納期の詳細については、契約時に本市との協議の上決定するものとします。なお、A 3 判で作成したものについては、A 4 サイズに折り畳んで綴じるものとします。

(3) 委託業務の内容に関する資料等は、A 4 判または A 3 判・左綴じとします。

(4) 部会開催に当たっては、開催ごとに会議進行に必要となる資料を各会議の 2 週間程度前までに必要部数提出するとともに、会議の議事録を作成し、次回会議が開催されたときの資料としてください。

(5) 本市担当職員、委員会の関係者との打合せ協議の議事録、A 4 判・1 部をその都度提出してください。

(6) 業務履行報告書は、経緯も含め委託業務の内容で作成した資料（各 1 部）を含めて、提出したすべての資料をとりまとめた報告書を作成してください。A 4 判・左綴じ製本・2 部を履行期限内に提出してください。

(7) 電子成果物は、データは直接印刷が可能な解像度の完成原稿の形（PDF）を格納してください。また、編集が可能であるデータ形式（MS-Word, MS-Excel, MS-PowerPoint など）で原稿及びその添付

図（グラフ・図形・写真など）などを納入してください。データは業務終了後、各年度に市職員がデータ更新できるものとし、整理してWindows対応の電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）に格納し提出してください。

- (8) 受注者は、上表に定める成果品を提出期限までに発注者へ納入するとともに委託業務完了届及び成果品納品書を提出し、発注者の完了検査を必ず受けてください。なお、成果品の引き渡しにおいて、受注者の責に帰する誤りが発見され、発注者がその訂正を求めた場合には、受注者の責任において、発注者が必要と認める訂正・補正その他の処理を行ってください。

16 事業費限度額等

(1) 事業費限度額

8,888,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(2) 支払方法

業務完了確認後支払うものとします。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

17 注意事項

- (1) 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令（条例を含む。）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはなりません。また、業務終了後も同様とします。
- (2) 受注者は、業務を円滑に遂行するために、逐次社会教育課と連絡調整を行ってください。
- (3) 業務完了後、受注者の責に帰すべき事由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受注者は速やかに社会教育課が必要と認める訂正、補正その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とします。
- (4) 受注者は、4 (2)・(3)の業務において必要があると判断した場合、適切な保安施設等を設けるなどして、安全管理に努めてください。
- (5) 成果物の所有権、著作権、利用権は本市に帰属するものとします。

18 その他の事項

この仕様書及び業務委託共通仕様書に定めのない事項並びにこれらの仕様書について疑義が生じた場合は、別途協議するものとします。

別添資料 2

(仮称) 下寺尾遺跡群（史跡下寺尾官衙遺跡群・史跡下寺尾西方遺跡）

保存活用整備計画策定補助業務委託に係る委託業者選考基準

No	評価項目	評価の着眼点	添付資料	配点
1	業務提案	重なる史跡や複合遺跡の意味・意義	・ 史跡の調査、分析が十分に行われ、史跡の本質的価値や特徴を正しく認識できているか	様式 4 10
2		史跡の保存活用のコンセプト及び手法	・ 業務に対する意欲や能力が認められるか ・ 業務を実施に当たって有効なノウハウを持っているか	様式 4 20
3		茅ヶ崎市の置かれた現状・課題と解決策	・ 課題抽出が適切か ・ 実現可能な解決策か	様式 4 15
4		ゾーニングイメージ	・ 遺構等の分布、地形、土地利用状況等に即したゾーニングとなっているか ・ 活用にあたって必要な施設等を配置しているか	様式 4 20
5		推進体制の考え方	・ 効果的な推進体制の事例を有しているか	様式 4 15
6	業務実績	・ 計画策定に当たって十分な実績があるか	様式 5	5
7	業務の実施体制	・ 業務の実施に十分な人員体制がとられているか	様式 6-1 様式 6-2	10
8	業務工程	・ 実施可能なスケジュールが計画されているか	様式 7	5
合 計				100

合格基準は、評価者の合計得点が 50 点以上（100 点満点の 5 割）とする。